

地方法人税の創設

1. 概要

平成26年度税制改正により新しい税制がスタートします。その名も『地方法人税』。これは地方公共団体の税源の偏在性を是正し、財源の均衡化を図ることを目的として創設されます。ちなみに名前に“地方”とつきますが“国税”です。

2. 制度の内容

●適用時期：平成26年10月1日以後開始事業年度から適用されます。ただし、中間申告については平成27年10月1日以後開始事業年度から適用されます。

●納税義務者：法人税を納める義務がある法人

●税額の計算：地方法人税の額

各課税事業年度の課税標準法人税額 × **4.4%**

●申告、納付：法人税と同様に各事業年度終了の日の翌日から2月以内に税務署（国）に申告及び納付を行うこととなります。また、還付手続等及び罰則についても法人税と同様とされています。

※ 申告書の様式は今後国税庁より公開される予定です。

3. 負担は増える？

地方法人税の創設にあわせて法人住民税（法人税割）の税率が引き下げられます。これは地方税の一部を国税として徴収し、国から各地方公共団体に分配する地方交付税の原資とするためです。

よって、税金の納付先が地方公共団体から国に変わるもので制度導入により税負担に大きな影響はないと思われます。

各地方公共団体の財源の不均衡が調整され、私達が安定した行政サービスが受けられることを期待したいものです。

消費税率の再引上げ問題

今年4月に消費税率が5%から8%に引き上げられたのに続き、来年10月には10%に再び引き上げるかどうかの問題となっています。

政府与党内からは予定通り再引き上げすべきとの声がある一方、8%から10%への移行期間が短く、景気への影響も懸念して再引き上げ時期の先送り論もあります。

4月の消費税増税に伴う駆け込み需要の反動が影響し、4～6月期の実質国内総生産（GDP）は年率6.8%減少し、前回（1997年）の増税直後の4～6月期を上回る落ち込みとなっています。政府は消費税率の再引き上げの判断材料として7～9月期のGDPなどの経済指標を見極め、どこまで景気が持ち直しているか、仮に回復しつつあっても、再引き上げに耐えられる足腰の強い回復基調なのかどうかで判断するようです。

最近では、近鉄百貨店が日本一高いビル「あべのハルカス」に入る本店の売上高目標（2014年3月～15年2月）を、1450億円から下方修正する方向で検討に入りました。4月の消費税増税後、高額商品などの売上げが伸び悩み、若い女性向けの専門店街が苦戦しているため、100億円超の大幅引き下げとなる見通しです。

政府は消費税率の再引き上げの検討課題として、アベノミクス効果が浸透しきっていない地方経済の活性化が今後の狙いどころと見定めています。

消費税10%への引き上げは、予定通りか、先送りか、動向が注目されます。

敬老の日

敬老の日は、ハッピーマンデー制度により、9月の第3月曜日とされていますが、今年は本来の敬老の日である9月15日になりました。もともとは、兵庫県多可郡野間谷村の村長が1947年に提唱した「としよりの日」が起源といわれています。「老人を大切にし、お年寄りの知恵を借りて村作りをしよう」と、9月15日に敬老会を開いていたそうです。これが全国に広がり、1966年に国民の祝日として「敬老の日」が制定されました。

「お年寄り」と一言に言っても、どこから「お年寄り」と呼んでいいのかが曖昧です。

国連の世界保健機関（WHO）の定義などを見ると、65歳以上の人のことを高齢者としている様ですが、65歳以上の方でもまだまだ高齢者というイメージにそぐわない方が沢山おられます。

近年、日本では急速な高齢化が問題になっており、高齢者の人口比率が2013年時点で過去最高の25.1%（前年24.1%）、人口では約3,190万人に達するとされています。（内閣府：「高齢社会白書」）

世界的に見ても日本の高齢化は最も進んでおり、早急に解決策を講じる必要があります。

日本の社会環境の変化を問題として捉える一方で、「高齢者を大切にし、お年寄りの知恵を借りて国作りをしよう」という考え方も必要ではないかと思えます。

